

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月25日
【会社名】	株式会社ＣＩＪ
【英訳名】	Computer Institute of Japan, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂元 昭彦
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号
【電話番号】	045 - 222 - 0555
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 森田 高志
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号
【電話番号】	045 - 222 - 0555
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 森田 高志
【縦覧に供する場所】	株式会社ＣＩＪ 関西事業所 (大阪府大阪市中央区城見一丁目３番７号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

2025年9月18日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年9月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

剰余金の配当基準日について、期末配当の基準日に加え、毎年12月31日を中間配当の基準日として設定する。

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
(剰余金の配当の基準日) 第49条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。 <u>当会社は基準日を定めて中間配当を行うことができる。</u> 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第49条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。 <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u> 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役に坂元昭彦、茨木暢靖、川上淳、久保重成、白須英大、川島祐治、任田信行及び花川典子の8名を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 定款一部変更の件	408,838	1,097	-	（注）1	可決 98.84
第2号議案 取締役8名選任の件				（注）2	
坂元 昭彦	399,031	10,906	-		可決 96.47
茨木 暢靖	407,059	2,878	-		可決 98.41
川上 淳	407,565	2,372	-		可決 98.53
久保 重成	407,978	1,959	-		可決 98.63
白須 英大	408,084	1,853	-		可決 98.65
川島 祐治	398,871	11,066	-		可決 96.43
任田 信行	399,225	10,712	-		可決 96.51
花川 典子	408,145	1,792	-		可決 98.67

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上